

5-3 不適格者の発見と排除

5-3-1 免許発行時及び発行後の適格性審査

銃器/散弾銃免許取得の欠格事由としては、公共の安全に危害を及ぼす恐れがある場合、著しく乱暴な言動をとる場合、精神の異常が見られる場合、銃器の所持にふさわしくないと判断された場合、銃器所持のための正当な理由がなくなった場合などが挙げられている。これらの状態に該当する者に対しては、銃器免許の申請が却下される。又、免許の発行後に以下のような状態が明らかになった場合は、免許が剥奪される²⁴⁴。

銃器免許の欠格事由

- 公共の安全に危害を及ぼす恐れがある場合
- 著しく乱暴な言動をとる場合
- 精神の異常が見られる場合
- 銃器の所持にふさわしくないと判断された場合
- 銃器所持のための正当な理由がなくなった場合

さらに、各地域の警察署は、以下の点を考慮しながら免許発行時及び発行後の適格性審査を行っている。

(1) 過去の犯罪歴

終身刑又は懲役3年間以上の実刑判決を受けた者が銃器又は実包を所持することは1968年銃器法第21条によって禁止されている。又、懲役3か月以上3年未満の実刑判決を受けた者、又は少年院に収容された者は、釈放された日から5年間が満了するまで銃器又は実包を所持することはできない。これらの銃器又は実包の所持を禁止されている者に対して、銃器又は実包を販売又は譲渡すること、その個人のために銃器又は実包の修理などを行うことは違法行為となっている²⁴⁵。又、1968年銃器法では、アルコール中毒者や心神喪失者へ銃器を供給することを禁じている。又、それらの者に対して銃器又は実包の修理を行うことも違法行為となる²⁴⁶。

たとえ1968年銃器法第21条に当てはまらない場合であったとしても、過去に実刑判決を受けたことがある場合は、それらの犯罪歴が慎重に審査される。特に銃器関連の犯罪や、銃器の取扱いなどに係る嚴重注意を受けたことがある者には、銃器/散弾銃免許が発行されない可能性が高い。

²⁴⁴ Metropolitan Police Service ホームページ

²⁴⁵ 銃器法(Firearms Act 1968) 第21条

²⁴⁶ 銃器法(Firearms Act 1968) 第25条

銃器/散弾銃免許の発行が却下された事例及び取り消された事例²⁴⁷

事例 1: デヴォンアンドコーンウォール市のケース(1991 年)

ある女性が銃器免許の申請を行ったが、彼女の夫が過去 2 回に亘り薬物所持で検挙された経歴を有していること、又、薬物使用者との関わり合いが深いということから、当女性への銃器免許発行が却下された。

事例 2: エセックス市のケース(1991 年)

散弾銃免許証の取得者が飲酒運転で検挙された。警察署は、当事者は自己管理ができず、無責任な行動をとる可能性があるとして、散弾銃免許を取り消した。

(2) 暴力的な言動

アルコールや薬物の中毒者は、自己制御ができなくなる可能性が高いことから銃器/散弾銃免許の発行が却下される又は取り消される可能性が高い。又、ドメスティックバイオレンスや、社会の中のある特定のグループ（人種、ジェンダー、性的指向、宗教、階級など）に対して攻撃的な行動をとったことのある者は、反社会的な行動を起こす可能性があるとして銃器の所持が認められない可能性が高い²⁴⁸。

(3) 精神の異常

内務省は、精神の異常は非常にセンシティブな問題であり、一律の定義を用いることはできないということを前提におきながら、各警察署の銃器担当官に医師と連携しながら精神の異常が見られる者に対する対策を講じるよう指導している。銃器担当官は、銃器/散弾銃免許の申請者の面接を行う際、うつ病の傾向、自殺願望の有無、継続的に感情が不安定な状態にあるかなどを注意深く観察することとなっている。

1983 年精神衛生法（Mental health Act 1983）によって精神病棟に入院した者及び精神科の観察下に置かれたことのある者については、特に慎重に審査が行われることとなっている。

ただし、内務省は、精神疾患の罹患歴はあくまでもひとつの判断要因であり、精神疾患の罹患歴を有していることが自動的に銃器/散弾銃免許の却下又は取り消しに繋がるものではないということを強調している²⁴⁹。

²⁴⁷ Home Office, “Firearms Law Guidance to the Police 2002”

²⁴⁸ 同上

²⁴⁹ 同上

(4) 銃器の安全管理能力

銃器を安全に管理する能力を有しているかも、適格性審査のポイントとなっている。

例えば、家族の一員や同居人に公共の安全に危険を及ぼす可能性がある者が含まれていると判断された場合は、すでに所定の安全装置などを所有していたとしても、免許の申請が却下されるか、免許が取り消される可能性がある²⁵⁰。

(5) 行政機関への協力姿勢

免許発行手続きの際、警察に対して協力的ではないと判断された者は、免許の発行が却下されるか、免許が取り消される可能性がある。例えば、銃器担当官に対して暴力的な言動を行ったり、担当官が自宅を訪問し審査を行うことを拒否したりする場合は、審査に非協力的であるとみなされる²⁵¹。

5-3-2 未成年者による銃器の使用

(1) 17歳未満による銃器の使用

1968年銃器法では、17歳未満の者が銃器及び実包を購入又は賃借することを違法行為としている。又、17歳未満の者に任意の銃器又は実包を販売するか、若しくは貸与することも違法行為とされている。ただし、その者が射撃クラブの会員であり、スポーツ射撃のために銃器を使用する場合は、この限りではない。

(2) 14歳未満による銃器の使用

14歳未満の者が銃器及び実包を所持することは1968年銃器法第22条によって禁止されている。ただし、目的がスポーツ射撃であり、ミニチュアライフル（口径が0.23インチ未満）を使用する場合においてのみ、銃器免許を取得していなくてもミニチュアライフルを撃つことが許可される²⁵²。

(3) 15歳未満による散弾銃の使用

15歳未満の者が散弾銃を使用することは禁止されているが、①21歳以上の者の監督下に置かれていること、②散弾銃が発射できないよう安全ロックが装着されているときに限り、散弾銃を所持することが可能である²⁵³。

²⁵⁰ Home Office, “Firearms Law Guidance to the Police 2002”

²⁵¹ 同上

²⁵² 銃器法(Firearms Act 1968) 第22条、第11条

²⁵³ Home Office, “Firearms Law Guidance to the Police 2002”

5-4 銃器の保管に関する規定

1998 年銃器規則によって、全ての銃器及び散弾銃免許には、銃器の安全な保管に関する規定が明記されるようになった。銃器の所有者が保管に関する規定に従わない場合は、最高で6か月の懲役又は罰金が課されることとなっている²⁵⁴。

銃器/散弾銃免許の所有者は、免許を有していない第三者によって銃器が取り扱われることがないように、銃器及び実包を安全な場所に保管しなければならない。この規定は散弾銃用の実包には該当しないが、実際には散弾銃免許の所有者が所持する、実包の安全な管理についても当局による指導が行われている²⁵⁵。内務省は各警察署の銃器担当官及び一般市民に対して、銃器の安全な保管方法に関するアドバイスを行っており、銃器を鍵のかかる専用キャビネット又はそれに準ずるようなロッカーに入れて保管することを奨励している。又、保管の際には、誤射を防止するために、銃器を分解するなどの安全策が採られることが望ましいとしている。又、実包は、鍵のかかる容器に入れ、銃器とは別に保管することが求められている²⁵⁶。

内務省は、銃器の保管に関する安全性を3段階のレベルに分けてアドバイスを行っている²⁵⁷。

- レベル1: 比較的治安の良い地域において銃器を所持する場合。銃器用のキャビネットに銃器を保管し、窓やドアに鍵を掛けること
- レベル2: 犯罪率の高い地域において銃器を所持する場合。より確実に安全を確保するために、銃器の保管キャビネットが設置されている部屋に防犯装置を設置したり、複数のキャビネットに分散させて銃器を保管することが望ましい。
- レベル3: 最も危険度が高い地域において銃を所持する場合。住居全体に防犯装置を設置することが望ましい。

各警察署の銃器担当官は、銃器/散弾銃免許の申請の際申請者の自宅を訪問し、銃器の保管場所が確保されているかの審査を行う。銃器担当官は地域の治安状況も踏まえながら、必要に応じて申請者に対して銃器の保管方法に関するアドバイスを行うこととなっている²⁵⁸。最も一般的に用いられている保管庫は、銃器キャビネットである。キャビネットの強度を規定する規則として、「イギリス標準 7558 号」があり、銃器キャビネットの購入者は、購入時にそのキャビネットがイギリス標準 7558 号を満たしているか確認を行うことが奨励されている²⁵⁹。

²⁵⁴ Home Office, “Firearm Security; A Brief Guide”

²⁵⁵ 同上

²⁵⁶ 同上

²⁵⁷ 同上

²⁵⁸ 同上

²⁵⁹ 同上

銃器キャビネットの仕様



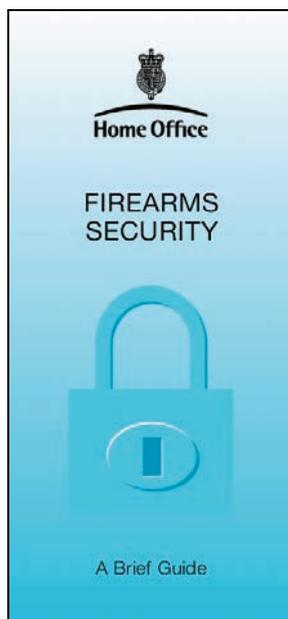
出所：Home Office, “Firearms Security Handbook 2005” より MRI 作成

5-5 銃器の持ち運びに関する規定

銃器や実包を持ち運ぶ際は、車両のトランクの中など目立たない場所に収め、外部からは見えないように工夫しなければならない。又、車両から離れる際は、誤射を防止するため、銃器の部品の一部を分解し、携帯することが奨励されている²⁶⁰。

一度に大量の銃器を運搬する場合は、盗難の危険性が高まることから、銃器を鉄製の専用容器に入れて輸送し、車両に防犯装置やエンジン始動ロックをつけることが望ましいとされている²⁶¹。

銃器の安全に関するハンドブック



出所：Home Office

²⁶⁰ Home Office, “Firearm Security; A Brief Guide”

²⁶¹ 同上

5-6 スポーツ振興のための特例措置

射撃クラブや射撃場の中には、市民が広くスポーツ射撃を体験できる「特別射撃デー」を設置しているところがある。特別射撃デーでは、射撃クラブが所有している銃器を、銃器免許を有していない市民に貸し出し、射撃場内で射撃を体験させることができる²⁶²。

射撃クラブの会員であれば、銃器免許を有していなくても、射撃場内のみでの使用を条件として、ライフルや前込め式の銃を用いた射撃が認められる。さらに、射撃クラブは通常、非会員に対する規定を設けており、多くの射撃クラブではクラブ職員が立会えば非会員が銃を撃つことが認められている²⁶³。

屋外で散弾銃又はライフルを使用する場合、射撃を行う土地の所有者が同伴し、所有者の銃器を使用する場合に限り、銃器免許を有していなくても射撃を行うことができる²⁶⁴。

²⁶² Metropolitan Police Service ホームページ

²⁶³ 同上

²⁶⁴ 同上